

令和6年度市・県民税の税制改正等について（お知らせ）

令和6年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に得た収入）の市・県民税から適用される主な改正点についてお知らせします。

掲載項目

- 森林環境税及び森林環境贈与税の創設
- 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

森林環境税の創設

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税を創設された国税です。

令和6年度から、国内に居住のある個人に対して年額1,000円が課税され、市町村が市・県民税と併せて徴収します。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

令和6年度の市・県民税から上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の課税方式が一致させる改正がなされました。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税（市・県民税）において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税（市・県民税）が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度の市・県民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。この改正により、所得税が申告時に選択した課税方式が市・県民税における課税方式となります。

所得の種類	確定申告時に選択できる課税方式		
(1)上場株式等の配当所得(※大口株主等を除く)	総合課税	申告分離課税	申告不要
(2)特定公社債等の利子所得等	—	申告分離課税	申告不要
(3)上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座)	—	申告分離課税	申告不要

※ 源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)および一般口座での取引に係る株式等譲渡所得等、大口株主等分の上場株式等の配当所得等、一般株式等の配当所得等を申告不要とすることはできません。

※ 一般株式等の少額配当については、所得税では申告不要を選択できますが、市・県民税ではすべての配当が課税の対象となるため、申告が必要です。